

広島県立福山若草園使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四号

広島県立福山若草園使用規則の一部を改正する規則

広島県立福山若草園使用規則（昭和五十三年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 精神科

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。